

現時点の案

(仮称)

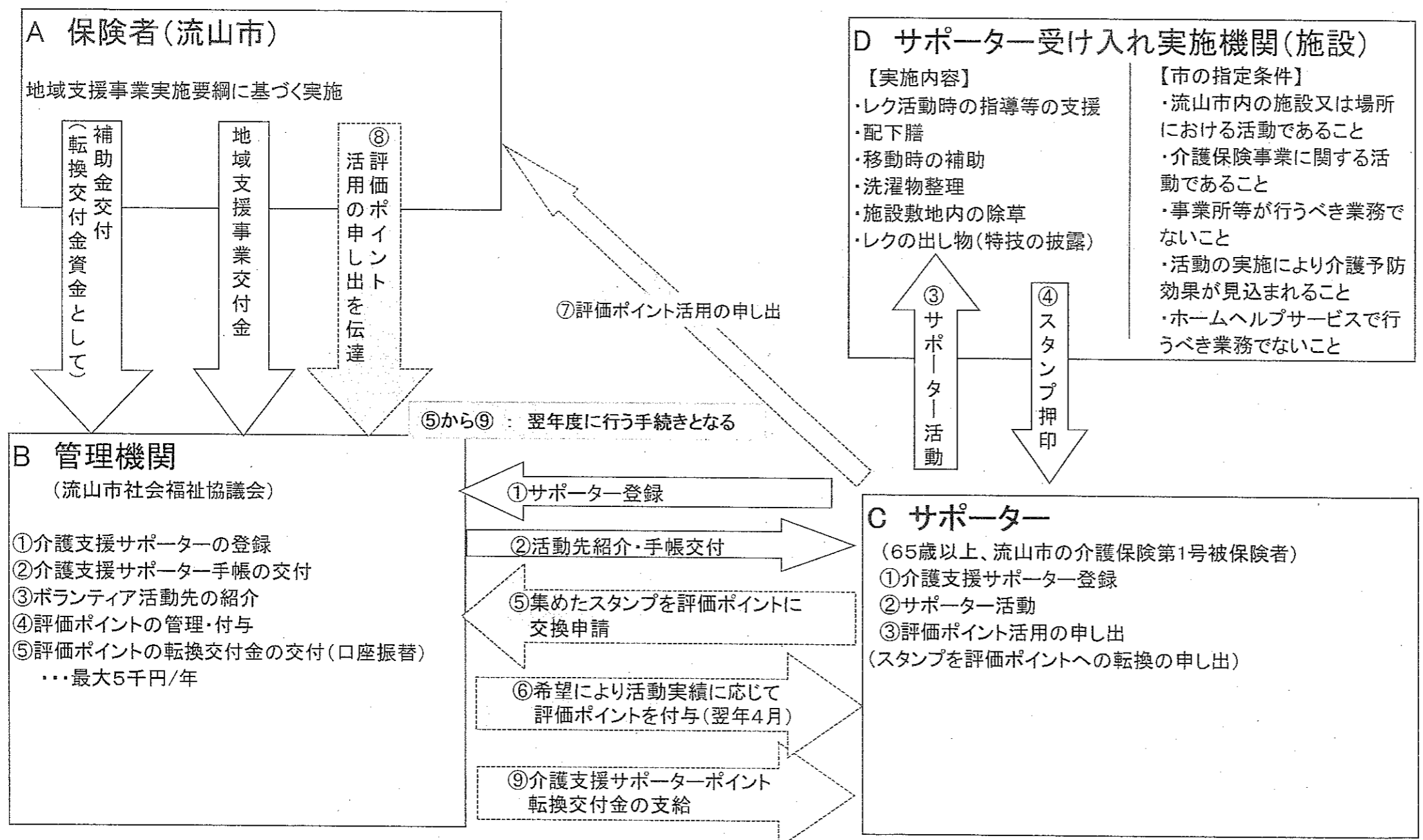
流山市介護支援サポーター事業について

～みんなNAGA生き生きサポーター～

【目的】
 高齢者が介護支援サポーター活動を通じ、社会貢献することを推奨及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進と、市民の共同連帯の理念に基づき流山市介護支援サポーター制度を設け、もって活気あふれる社会を作ること。

【法的根拠】
 介護保険法115条の44第1項、
 地域支援事業実施要綱別記1(2)イ(イ)③
 実施要綱の制定

【対象】
 流山市の介護保険第1号被保険者で要支援・要介護認定を受けていない方
 滞納、未納等のない方



制度背景

- ① 介護予防的側面・・・介護予防の推進を図ることで介護給付費の抑制を図る
- ② ボランティア的側面・・・団塊世代対策として元気な高齢者の地域社会への参加活動の推進
- ③ 保険料的側面・・・第5期介護保険事業計画において介護保険料の大幅な引き上げを行ったことへの対応

流山市介護支援サポーター スケジュール

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25. 1	H25. 2	H25. 3	H25. 4	H25. 5	H25. 6	H25. 7	H25. 3	H25. 4	H25. 5	H25. 6	H25. 7	
制度・仕組みの設計	←-----→																		
実施・運営要綱の整備							←-----> 施行期日H25年4月1日												
社会福祉協会との協議・調整	←-----→ Pチームに加わり施行に向けて協議・準備																		
費用の見積もり→H25年度予算への計上	←-----→																		
必要な消耗品・備品の整備・手配									←-----→ 活動スタンプ押印用手帳、活動スタンプ、チラシ等										
サポート活動の場の確保(主に介護保険施設、デイサービスセンター)	←-----→ 説明会開催又は個別に働きかけ																		
サポート活動受入先の募集・登録								←-----→			登録締切後も活動先登録は随時受け付け								
既存のボランティアグループ・NPOへの説明・意見交換			←-----→																
市民への周知(説明会及び広報)							←-----→												
サポーター養成講座の内容検討～講師、会場の手配等	←-----→																		
①サポーター募集									←-----①-----→										
②サポーターへの説明及び養成講座											←-----②-----→								
③サポート活動開始、活動スタンプ押印開始												←-----③-----→							
流山市福祉施策審議会への説明・報告、意見反映																			
活動スタンプのポイントへの交換受け														←-----→					
転換交付金の支給																		←-----→	

初年度は、上記のほかに、年度後半に第2期目のサポーター募集・養成講座実施を行っていく。次年度は、初年度の実施方法の検証を踏まえ、年2回以上実施するよう計画していく。

	対象者	市と社協の役割分担	活動先	活動内容	活動スタンプ	スタンプ⇒ポイント換算	ポイント転換の内容	登録者数	その他
流山市 (案)	第1号被保険者 で要支援・要介 護認定を受けて いない方 未納・滞納のな い方	市の業務 対社協 ・転換交付金を委託交付 ・地域支援事業費の交付 対サポーター ・ポイント活用の申出受付 社協の役割(制度の管理機関) ・サポーターの登録・手帳の交 付 ・活動先の紹介 ・ポイントの管理・付与 ・転換交付金をサポーターに交 付	市内介護保険事業所 (特養・老健・デイサービス・グルー プホーム・小規模多機能…等) 【活動原則】 ・流山市内の施設・場所での活動であること ・介護保険事業に関する活動であること ・事業所等が行うべき業務でないこと ・活動の実施により介護予防効果が見込ま れること ・ホームヘルプサービスで行うべき業務でないこと	・レクの指導、参加支援 ・お茶出しや配下膳の補助 ・散歩、外出、館内移動の補助 ・話し相手 ・その他施設職員と行う軽微か つ補助的な活動 (草刈り、洗濯整理、シーツ交 換等) ・その他()	1スタンプ/1時間 (上限:2スタンプ/1日)	10～19⇒1,000P 20～29⇒2,000P 30～39⇒3,000P 40～49⇒4,000P 50以上⇒5,000P	現金交付の場合 1円/1Pで換算 最大5,000円/年 ※1スタンプ100円換算		・ボランティア保険の加入を 前提にしたい ・養成講座の企画設定 ・関係団体への説明会 ・福祉施策審議会での意見 反映
稲城市	第1号被保険者 で 未納・滞納のな い方	市の業務 対社協 ・転換交付金を委託交付 ・地域支援事業費の交付 対サポーター ・ポイント活用の申出受付 社協の役割(制度の管理機関) ・手帳の交付・活動先の紹介 ・スタンプのポイント転換受付 ・交付金振込	介護保険施設、介護予防事業の 場、ふれあいセンター、高齢者会食 会など、19団体 ※活動要件:市内実施・介護保険事業に関 すること・事業所が行うべき内容でないこと ・一定の介護予防効果が認められること	レク補助・配膳・散歩移動補助 話し相手・その他軽微な補助	1スタンプ/1時間 (上限:2スタンプ/1日)	10～19⇒1,000P 20～29⇒2,000P 30～39⇒3,000P 40～49⇒4,000P 50以上⇒5,000P 前年度の実績につい てポイント転換する。 上限は5,000P。 残りPは繰り越し可能	1円/1Pで換算し、交付金に 転換可能 最大5,000円/年 ※1スタンプ100円換算	H22年度 424人	活動開始に際し、ボランティ ア保険 (300円、自己負担)を進め ている
八王子市	第1号被保険者 で要支援・要介 護認定を受けて いない方 未納・滞納のな い方	市が全て実施 (在宅の活動先コーディネータは 包括に委託)	介護保険事業所(特養・デイサービ ス・グループホーム等)福祉セン ター・配食団体・地域包括支援セン ター 113施設15団体 ・活動先は自ら受け入れ施設と交 渉。在宅は地域包括支援センター が調整	レク補助・配膳・散歩移動補助 話し相手・除草等 その他軽微な補助 居宅においては、話し相手 サロン等への外出時の付き添 い	1スタンプ/1時間 (上限:2スタンプ/1日)	10～19⇒10P 20～29⇒20P 30～39⇒30P 40～49⇒40P 50以上⇒50P 前年度の実績につい てポイント転換する。 10P未満のポイントは 繰り越し可能(申請が 必要)	100円/1P換算 ・交付金(最大5,000円/年) ・道の駅お買いもの券 (5,000円まで千円単位) ・オリジナル切手 (5,000円まで千円単位) ・公共施設宿泊券等 (3,000円又は5,000円) ・個人美術館ペアチケット (3,000円)	H23 10月 1,162人	申込者を対象に毎月説明会 を開催 ボランティア保険加入は市 が負担
我孫子市	第1号被保険者 で 未納・滞納のな い方	社協が市の委託を受けて運営 ・受付 ・手帳交付 ・ポイント交換受付 ・交付金交付 ⇒社協は支払い以外の業務を 担当(委託契約)	介護保険事業所(特養・デイサービ ス・ショートステイ・グループホーム 等) ※活動先は一覧表の中から自分で 選び、直接交渉	レク補助・配膳・散歩移動補助 話し相手・その他軽微な補助 ※稲城市と同様	1スタンプ/1時間 (上限:2スタンプ/1日)	10～19⇒10P 20～29⇒20P 30～39⇒30P 40～49⇒40P 50以上⇒50P 前年度までの実績を ポイントに転換する。 上限は50P。残りPは 繰り越し可能(申請が 必要)	100円/1Pで換算し、交付金 に転換可能 最大5,000円/年 ※1スタンプ100円換算	272人	登録は随時実施。 ボランティア保険には団体 加入している。 (保険料負担はなし)